

「軽減税率対策補助金」と「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要

軽減税率対策補助金は、複数税率対応のため、中小・小規模事業者の皆様がレジやシステムの導入・改修をする際にご活用いただけます。キャッシュレス・消費者還元事業は、決済端末の導入、決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。

軽減税率対策補助金 自己負担額 1/4 2019年9月30日までに導入・修正・支払が必要			キャッシュレス・消費者還元事業 2019年4月初旬から 中小・小規模事業者の登録も開始予定 実施期間：2019年10月～2020年6月			
受発注システム (B型)	請求書システム (C型)	レジと周辺機器 (A型)	流通段階BtoB			
流通段階BtoB			小売段階BtoC			
飲食料品の販売	受発注システムの改修※1	請求書システムの改修※2	複数税率レジと周辺機器の導入※3	決済金額※4	決済手数料※5	決済端末※6
有	電子的な受発注システムを改修・入替 	税率ごとに区分して合計した税込額等を記載 10%対象 ○○円 8%対象 ○○円	レジ 券売機 レシートプリンタ等周辺機器	消費者へのポイント 5% 還元	加盟店手数料が 3.25% 以下に さらにその 1/3 を補助	端末代金の自己負担額 0円 電子マネーリーダー クレジットカードリーダー
無	対象外					

- ※1 補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※2 補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※3 3万円未満のレジの場合は自己負担額が**1/5**となる。タブレットは自己負担額が**1/2**となる
補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。1事業者あたり上限200万円(別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり)
- ※4 中小・小規模事業者は**5%**還元、フランチャイズ等の場合は**2%**還元となる。還元対象となる取引は4月以降に発表予定だが自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
- ※5 本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)
- ※6 本制度の対象となる決済事業者が提供する端末に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)

お問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111 <https://kzt-hojo.jp/>
 キャッシュレスポイント還元窓口 ☎0570-000-655 <https://cashless.go.jp/>

消費税率引き上げ・軽減税率対策に関するご相談は
 お近くの商工会議所へ！！